

此を抛棄した場合は彼等の利益をよもむるために充分な考慮が拂われることと
豫期しているという事實を教育委員会には一より認識しなければなりません。

教職員取扱に関する一般原則

- 一、いかなる教職員も、合法的団体に属することは自由であるべきですが指導的立場に立
つことに所随する責任はこれと異なるべきであります。
- 二、教職員或はその代表者は学校行政関係当局と雇傭俸給、労働条件、放投
法改善、学校の対外関係に関する如何なる事柄についても協議することは自由で
あるべきです。
- 三、学校組織の中において働く権利は団体に属しているか否かにかかわらず、同
等な能力及び資力によつて定まるべきであります。
- 四、一般的原則として教職員は同じ社会に於て似たような仕事をし、同等の経
費、勤務時間、労働条件を持つてゐる人と比較して相應の俸給と労働条件を
持つだけの資格があるのです。
- 五、如何なる決定事項といふことも凡て文書にして誤解を避けるべきであります。
明らかなる抱負を持つた健全な学校組織においては教育委員会、教育行政官、受
持教官、事務関係職員、生徒、父母等して一般市民は各々民主主義のために
健全な教育的基礎を築こうとする試みに参加してゐるのであります。

教育委員会の基本概念（ヘック博士）

教育の管理は民衆のものであり、當然に民衆の手によつて行われねばならぬ。

- 二、新憲法・新教育法の如き法律の制定に依り民衆は教育に關する基本政策を表明する
- 三、教育の管理は法の定むる範圍内に於て民衆によつて選舉せられたる教育委員會がこれを行ふ。
- 四、都市の住民は其の都市の教育の管理を司る教育委員を選舉する。
- 五、すべての町村・部落はそれと結合して各地に適當な學区を作り、其の新しい作られた學区内の生徒のために立派な各種の教科課程編成を行ふ様にする。
- 六、かく新しく設置された學区の住民は其の學区の教育の管理をする教育委員を選舉する。
- 七、教育委員會は法を判定する權限、即ち政策を樹立し評價・批判する權限を有する。
- 八、教育委員會は教育長を選ば教育委員會の政策の實施と學区内の教育事務を代行させる。
- 九、教育委員會は教育長が教育委員會の政策に従つて管理下の學校を運営するのに必要な適當数の書記並に教師を教育長の推薦によつて任命する。
- 十、教育長は學校の管理運営の基本方針を教育委員會に献策する。
- 十一、教育長は教育委員會が政策を決定するのに必要な資料を教育委員會に提供する。
- 十二、教育委員會は臨時の場合を除き月々一回か多くても二回の會合によつて立法機關としての機能を果すことが出來なければならぬ。
- 十三、教育委員は其の學区民の專任雇傭者であるところへはならぬ。

- 十四、教育委員はその職務に対して俸給を受けてはならない。但し一定回数の委員会に出席するため必要に旅費、食費、宿泊料に限り補償を受けることが出来る。
- 十五、教育委員会が開催される場所は一般の民衆が明確に知ることが出来るやうに指定されるべからぬ。
- 十六、教育委員は委員として教育委員会に出席してゐる間を除いては個人として如何なる権限をも有しない。
- 十七、教育委員は民衆の面會を受ける事務所を必要としなぬ。
- 十八、教育委員会に対する請願書はすべて教育長に提出すべきである。教育長は定例会の際委員会にそれ提出する責任がある。
- 十九、教育委員は最も有能な人材と教育長に選ぶべきである。教育委員会は教育長は教育長の地位を望むやうにふるまはなければならない。教育委員会は教育長を誇りとしなければならない。
- 二十、教育委員会は教育長選定に當つては高度の規準に依るべきである。その基準には、訓練、経験、品性、協調力、計画並に組織能力及び実行力かぶる。またこれらに外に、親族関係、年齢、學ぶべきもの、つづくものであつてはならない。これは子供連のため立派な教育制度を發展させる最適の人物を選定する規準ではなぬのである。

教育委員の信条

教育委員は正現委員の形に於てのみその権限を行使して國の公益に如何なる

限が

- 二、學校行政は正式に召集された公開の會議に於てのみ行われらる。
- 三、教育委員を分割して種々の件を委任する常任グループをつくることは望まらざる。
- 四、各委員が委員會の活動に全面的にたづなわらるべきである。
- 四、委員會會議以外の場所で教育委員會の立場をわづらするようになりやす、約束や行動をとらぬこと。
- 五、方針の決定には児童と學校のためを十分に考へて、意見を率直に表明すること。而して委員會會議にて決定したことは凡て全面的に承認、支持をすること。
- 六、委員會の内幕に属する事項を、家庭や街頭や職場で口にせぬこと。委員會會議の席のみでそのうごかうこと。
- 七、教育長にその責任と相違が權限を行使さざるようにつとめ、教育長の權限を侵したり干渉したり、又はその行動をおさへたり指令したりしぬこと。
- 八、學校關係の實情を十分に教育長から口頭又は報告書によつて知つておくこと。
- 九、教育長の進言とその進言をする理由とを考へた上で委員會としての方針と計画とをすすめること。
- 十、教育委員會は選舉学区全体を代表してゐるのであつて個々の選舉人の後援者の御同僚委員ではない。
- 十一、教育委員の職務は學校と社會の福祉に貢獻するため信頼と責任を負つてゐる職務である。
- 十二、地區的又は全國的におこりつゝある一切の教育上の進展の模様にたえず留意して承知してゐること。
- 十三、學校又は學校行事の一部を私利私欲、友人、後援者などの利益に用ゐないこと。
- 十四、學校を自分のものと考えず、民衆のものとして心得ること。

十五、自己の意見と相違するところがあつても正しく良心的に決定された事項に關して、
他の委員や學校職員と誹謗したり公衆の面前で訛判したりしないこと。

十六、學校關係の仕事に人を選出する時その人の價値のみを考慮の對象とする
こと。

十七、學校内のことがらでもし洩れたならば當該學校や個人に不必要な損害を与へ
る様を一切のことについて秘密を守ること。

十八、自己の子供、友人の子供、部下の子供だけに他の子供の持たざる、特權や恩恵
を學校の先生や校長から受けることを要求しないこと。

才能を待たず、教育長の職能によることとよくあつた。教育長退職の決定する前に彼の長短を相量ると共に委員会に向つて自己辯護（説明）の機会を與える。かゝる処置をとる際は委員会に學校の福祉と教育長の福祉とを念頭に置いて断守として決定をするべきである。委員会の第一の志節を盡す相手は教育長又は他の職員よりは若しや學校でなければならぬ。教育長は重大な罰を犯したり或は甚だ無能振りを発揮したりしたのでなければ、學校組織より取除くよりは若しや學校組織内の地位を別に與ふる方がよろしい。多くの州の法律には前述の手續が必要である。教育長は教師、校長或は他の職務の職務を立派に果し得る力量があることとよくあつたのである。教育長としての職務を遂行し得るべきこととあつた。人情の厚い農夫が年老いた馬や其他の動物の負担を軽くするやうな仕事に計画を定め、やうに委員会は退職の期間に達するまで年老いた志士を職員の負担を軽くするやうにする職員を早退退職せしめる事が必要であることがあつた。これは最後の策として常にとらねばならぬ。學校と一般人の広い利益はさきに述べた人道主義的方針に従う委員会に依つてのみ最もよく行はれる。

（二）教育長は契約更新を許さぬといふ委員会の決議と相闘うべきか

委員会が教育長に対して、教育長として勤務を最早放せよその契約を更新せぬといふ通知を出した時は教育長はこの決議と最後のものと突入水ぬはなぬの決意をせねばならぬ。勿論教育長にはこの決議と相闘ふか友人に相闘はしめることを許す権利はあつた。友人も彼も委員会の決議の変更を行はぬことを知るであらう。かゝる闘争は常に學校の立場、教育長の威信を傷めるので賢明な教育長はかゝる争には加はらぬ。

1. この業は中心的統制を以てこの統制はその他のあるあらゆる仕事にも立派な成績をあげつゝあることと分つて来てゐる。この業は責任の所在を定め、学校組織に一名の長のみを必要とするのは一中隊に一名の隊長、一会社に社長は一名のみを必要とするのと同じである。

2. この業は学校組織に二名又は三名以上の長を置く場合とく超々専断、二重の牛頭を防ぐことと出来ぬ。

委員は多頭案を廃止して一頭案をとることを指令長連が自らこの変更を反対しても主張すべきである。

(四) 委員会は何時教育長を免職するか

教育長は用能兼達之士であり、高潔な人格を持ち、又その位置に留まることを希望するを自ら留任せしむべきである。無能となり、学校の金を私し不能を行ひ、其他学校の福祉の障碍となる時は免職せしむべきである。不道徳な行為のやうな罰の重大なる時を除いて契約の終了の時、免職に附し、契約の中に免ずるやうなことはすべてはなすべし。州の法律に規定してある原因以外は何れも免職の予告しなればならぬ。免職は契約、州の法律に規定してある原因以外は何れも理由があつても契約期間中に免職せしめることではない。

かゝる原因は常に裁判所に訴積あり、訴積認められぬことになつた時は免職委員は契約期間満了の俸給付の論、免職期間中の俸給をさかのぼつて受けぬことと出来る。

教育長の免職は委員会が教育長の学校組織内に於ける業績に甚だ不満に感じ或は教育長の一身上の行動に不満を感じた時のみにするものであり、かゝる不満はうわさ、意見よりは若し何事突に基づかぬべきでない。

決して委員会内外より教育長の個人的悪徳を以てはならぬ。かゝる悪徳は他に非凡な

總明にして公明正大な教育長は自己の助言が容れられなくとも異存をさしはさまぬ。若し事實反対されて異存を抱くとするならば自己を過大視し、郷土社会の教育的運命を担裁しよと欲してゐるものとして批判されるべきものがある。教育長は事實、委員は察白で公共的精神に富み学校のために全力を盡くさうとしてゐるものであることを認識すべきである。教育長は委員会の一産人であり自己の地位の保持を計らうとするのではなく委員と協力せねばならぬことを志すてはならぬ。

第一に委員会は委員会の職務と教育長の職務とを教育長と早く協定しなければならぬ。この協定は委員会規則の一部としてのせて置かねばならぬ。

第二に委員会は教育長に委員会の決定を実施する任務を課し、その任務を補助適切に遂行する助力をなす。然し不当な要求事項の実施を要求してはならぬ。

(三) 学校組織は責任執行者を一名以上選任すべき

多くの学校組織には一名の長、即ち教育長のみを置く。大きい学校組織の中には二名以上の長を置くところだ。二、三ある。かゝる際は常に指導面を取扱ふ教育長と財政、学校建築供給、其他の庶務を取扱庶務長とする。長一名の経営方針を一元化多数を長とする案はこれを多元素と称してゐる。

農村、小都市では教育長一名とその長としてゐる。大都市には長を二名以上置くところだ。あるか一名案をとりのつゝある。即ち学校経営の庶務、財政面は教育長よりきり修めずことと出来ぬ。事實を益々理解しつゝあるのである。大きい学校組織では一名の教育長のもとに勤務する補助教育長を二名又は以上置くことと出来ぬ。事實学校経営の研究者は学校組織は一名の教育長を置くべきものと信じてゐる。次のやうな理由から、一元案に賛成してゐる。

の平均給だけは何となく出すべくはする。若し委員会が同じやうな学校組織と俸給を競争する
事が出ず又競争しない。委員会が劣等は教育長を得るやうなことに任つたり立派な教育長
と高級を払ふ他の市町村に奪はれる危険がある。依り俸給で貧弱な資格の教育長を送出すこと
とは委員会としては最も地悪な投資である。かやうな貧弱な人に払ふ俸給は無駄となり、その
やうな教育長がする決定又は決定し兼ねることのために俸給以上のものを失ふこととなる。用
能な教育長の数は決して多くはない。

教育長との協力

④ 委員会は如何に教育長を良かして立派な
学校運営を行ふか

教育長は委員会よりその権限、職務と争奪うけてゐる以上如何に優秀な教育長も委員会の協力
がなければ充分な成果をあげることが出来な。州の法律は事実学校管理の権限、職務はすべ
て委員会に與へ、教育長には殆んど與へてゐない。それ故委員会が教育長を不具にすること
も又教育長として理想的な眞の指導者として許し又はすることもある。教育長が適当な人であ
ることを信ずれば委員会が教育長として成功せしめる援助をすることの出来ぬ事は多い。
先づ第一に委員会は教育長を市町村の学校力の指導者と見做し、ありゆる問題につき教育長の
所見を求めなければならぬ。
このことは委員会が決して教育長の「ゴム利」とはなぬ意味ではない。若しわ、委員会がかゝる
助言を求めて、慎重に考慮すべきであるが、これを認め又は拒否する権利はあくまで保持すべ
きであらう。

若し委員の中に候補者を排斥せしむる特定の候補者を支持する委員があれば最近の候補者を得る障礙となる。かゝる委員は心が狭量で、学校の福祉よりも特定の候補者の野望に關心を持つて居る証據である。教育長を選任すべき委員会は議決を投票の最後決定とする適當な時、場所である。この方法によつて一般の利益をもつともよくはかることが出来るのである。

(三) 教育長の任期

大さの学校組織では大概三年から五年であるが通帯三年である。小さいところでは一年契約のところもある。教育長が十命他の教育活動分野に於て發揮して居る所は生ずるその責任を突証する時間を十分裝へるために最初の契約には二年から五年の期間を與へることによつてと学校組織の専門家は選んで居る。契約終了後も若し適任であれば留任せしめることに賛成する。勿論多くの州には学校教職員の任期及び其他を支配する法律がある。此れが以上これに従はなければならぬ。若し契約が明確でなく州の法律に従つて居らぬ限りは委員会の新証の問題を惹き起し常に關係者に迷惑を及ぼし、学校組織の空費をみだすことになる。

(三) 委員会は教育長の俸給を如何にして定めるか

委員会が教育長を求めて居る時は支払ふとする俸給を定めてからその俸給に最近の候補者とを

候補者に俸給のせり上げさせらるやうなことを求めてはならぬ。事實、米西教育会規則(N. E. A.)は教職にあるもののみ、を競争にまゐることを禁じてゐる。俸給を定めるに當つては委員会は予算が充分あることを同じやうに学校組織との教育長

つけられた時はあやしむと考文のゆゑなり。みゝる夫持には利己的の意図があつてはならぬのによ
よくかうした意図を持つ時がある、委員会は公の利害を無往にして、自己の利益を固らうとす
る人には常に警戒しなげればなり。

四 教育長候補者に委員会にして連絡するか

これにはとうして別ノ文書を使用せぬはなりぬが、志願者の受領の際は、直ちにこれを通知し
て充額の節は全候補者にもその旨を通知する、志願者の競争には委員会はその求むる資格、俸給
その競争に關する其他の條件を定めておくことは都合のよいことである、公正、礼儀の上から
見て全候補者には充命準備を知らせて委員は、勿論候補者の時間をもつて償しなげようとする
必要がある。

五 委員会が教育長候補者の氏名を發表すべきか

公表すると選にもこれを候補者には反つて迷惑となり、いたづらに好奇心を満足させる以外には
何ものもなかり選にもこれを候補者の氏名は公表すべきではない、選任された候補者のみは表
表する、すべて事務職員の任命についでこれと同じ方法による、首尾一貫した方とつて
行く方が一般の人にもこれを拒否することはない。

六 委員は候補者に投票を約束すべきか

かやうな約束をするのと更に情報を得る門をとぎすとも、他の候補者の門戸をもとぎすことと
なにかのいかなる候補者に対しても委員は約束すべきではない、更に如何なる候補者もかゝる
約束を求めたり期待などしてはいけぬ。

四 候補者に地方教育問題を質問してその答へ方に注意する。その答へ方に依つて判断せしめ、個性がよく分る。

五 若し候補者に配偶者があれば彼の配偶者の教育常識人格を調査する。

六 委員会はこの調査結果に就いては十二分に注意しこれに役立つものと思はれる。その印の方法手段を盡くして遺憾のないやうにする。

四 教育長候補者と会見するの條項

所聞が分らぬけれども、各委員が各候補者と直接会見するがよからしむ。若し候補者が会見を求めたならば、若しこの会見の條項を設けて置かざれば大買人も志願せられて委員会が不公平のせしりをもぬられぬ。会見の目的は委員会として種々の候補者の資格をよく知りしめおることである。個人会見により又文書による志願書その他の情報により、候補者を三四或は五名の優秀者を選んば、減ずるそれから各候補者を委員と会見するやう取扱ふ。この会見には委員と候補者のみが出張す。委員と互いに話し合ふだけの時間を充分與え、この会見には委員と候補者のみが出張す。所し他の同席を許さぬ。即ち会見は公開しない。候補者は個々面談する。又候補者が困らぬやうに面談の内容は委員は厳禁にする。

五 委員会は教育長の選任に不当な圧力の加わらぬ事を警戒する

委員は候補者の資格以外には何もいかに影響されぬ。候補者又は友人が、政治、職者、学校の關係を利用しようとすることは許すべからぬ。情報は候補者に就いて委員会が求めたか、如何なる情報も有、不利を向はす加減して聞かぬ。ゆゑに、一候補者が委員一人又はそれ以上の人、又学校と關係のある会社によし激しい支持を

地方に居住してゐることを以つてその就任の決定方としてほならぬ。又その地方に居住し居
ることを以つて決定の方としておならぬ。能力を以つてその採用の決定方とすべきものでこ
れに決つてはならぬ。
有能な教師、校長、指導主事、助教員長や其他の地方職員にでも必ずしも能力を教育長とすべ
る資格があつたわけのものではない。地方居住職員の中に外未者と同一資格を備つてゐる人があ
らば、若しその人が教育長に昇進すると地方の職員にとり一つのしきよとなる。然しその資格が外
未者に劣る時昇進するなりはこれは何れしきよとはならない。誰でも充分な資格があつてこそ
公職につくべきもの、委員や他の公職に従ふ者もこの法則を破るとは便は公平を失つて、公の
信譽を損傷するものである。

(四) 委員会はあらゆる候補者を如何に調査するか

教育長の地位に考慮されて居る候補者の資格は任用の決定前に十分研究しなければならぬ。
有能な教育長を任用することは無能な教育長を許さすことよりも容易である。候補者の情
報を得るには次のような方法に依ることである。

- 一 財元保証人に照会する。其他に財元保証人ではないか彼を知つてゐる確実な人に照会する。
- 一 調査各方式への推薦状を求めしきよ紙は誇張に陥らぬやそれがあるので余り重視しては
ならぬ。
- 一 候補者以外の学校組織又は教育的目的のためになした報告書を読むこと。
- 一 出来るならば候補者が最近まで働いてゐる市町村に行き教育委員、学校教職員其他市町村
民の代表と候補者と話して話合ふ。

四 教育委員会に選任の範圍を志願者のみに限定すべきか

夫婦小べき俸給にふさしい最も適任の教育長を選任するに於て、委員会に志願者も又志願しない者をも考へてこの地位に兩心を持つてゐる用能な人ではあるが、進んで志願しようとしないう人にも接触するやうに通知を要するとの見解は、委員会に放職にある者の中でもつとも可能なる人は地位を放棄を求めずして、假令其の地位を求めざることを志願し、公明正大、倫理假令昇進とせざるべき地位に就くことに兩心を持つてゐるとしても、よき趣味、公明正大、倫理道徳の志願はしてゐるやうな希望を沙汰の争の中に入らうとしない。

学校関係の役人は放職の「送られた精神」ともなるべき人を志願し、この人に報ゆる努力をし、これにほかならぬ。「柔和なるもの」は幸ひなるのみならず、聖書にあるが、假令を「大地を越えしべきもの」として助けねばならぬ。用能な候補者に關する情報は大学の大事課に報告を教育等部と通する大学の人事課と連絡して得る。又地方の学校職員は其他教育に従事してゐる人から得られる。委員会にありのやうな有能なるものから情報を得るが、最後決定の責任は委員会のみならず、そののである。この責任を果すためには自らの利己的野心を捨て、個人又は団体に支配されるやうなことがあつてはならぬ。委員会には最も重要にして困難な位置に人を置く責任があり、人に職を與へることに兩心を持つてはならぬ。如何なる人、団体に決してすべての人、団体にわたるやうな恩恵は施してはならぬ。

四 教育長の地位を定め方の地方教職員とその他
地方居住者に如何なる考慮は払ふべきか

地方の教職員は其他の地方居住者はその地位の適任者であらば可論考慮すべきであるが、その

学校と社会との協力と確保すの助言をす。若し教育長が充分その職務を果す資格があるならば、彼等の俸給の數倍を節約の出來る、節約の助言とこれと助成することとが出來る。特に学校組織が可成大きければ、同時に学校組織の教育的計画の改善を助言し、又これを實現することとが出來る。若し可能でなければ、学校に重り加ふる損害を其へ要する学校職員、生徒、社会全体に大なる悲しみを與へるのである。

四 教育長には如何なる資格が必要か

教育長の地位は公私を問はずあらゆるもの、中で最も困難なものと共に最も重要な位置である。こゝに於いては、その職務の性質からして、その職務は教育長を求め、その候補者を考へ、選んでおける委員の記憶せぬ所からなす事である。必要とする資格は、勿論学校組織の大體と、俸給の額と、次に述べらるものはあらゆる委員の教育長に求めらるべき主要資格である。徳性、人に好感を與へる個性、演古家としての力、まき健康、勇気と相手を果敢性、柔和力、優れたい一般教育学校経営と専門的に準備してゐること、健全な進歩性の證左のあり、こと健全な教育哲學一年以上教師、指導又は経営の位置にあり、可成優秀な成績をあげたもの。

教育長に要する最小の大学的準備は認定された大学で四年間立派に修了することと共に一年間立派に大学の課程を経たことを要する。大学の準備は、政治学、社会学、哲学、経済学、心理学、生物学と種々の専門教育特に学校経営に重きを置いた文化教育方面と専門方面との研究を含む。学校経営の研究は教科課程、職員管理、教授法、父教其他重要な経営諸問題は勿論学校財政、学校事務と強調すべきである。教育長はあらゆる意味に於いて社会に於ても最も教育のある人、一人であり得べきである。

教育長の選任と協力

一 教育長の選任は誰がするか

十年度の学校組織では非常に小さいものを除いて、教育長を置く、教育長を置くは組織はみな農村地方であつて、かゝる地方には常に郡教育長の一般監督をうける、地方教育長は地方の教育委員会又は理事会が常に選任する、ニユーイングランド以外の州の郡教育長は、特に西部諸州では人民の一般投票によつて選任されてゐる、ただし一般の傾向は選任の方に向きつゝある、学校経営の専門家は異口同音に教育長は委員会が選任すべきもので、一般投票によるべきものでないと言つてゐる、又委員は努めて州の法律を改正して委員会の選任を許すやうにすべきであると信じてゐる、一般投票によつて選挙すれば委員長の位置を専門的資格を以て選任するといふ専断を標準より若し政治的基礎の上に置かうとする、概して最もそのようである学校の購買は所謂政治的運命の車輪にその生涯を委ねやうとせしむ、学校組織の運営は専門的訓練をうけた熟練な連年の士の任すべき業であり、かゝる専門家は所謂政治的基礎によつては余り得られぬ。

二 委員会が教育長の選任に留意する理由

教育委員会が最も重要な任務はその主任執行者即ちその教育長を選任することである、学校組織の功利的決定は先十何よりも教育長である、教育長は彼もやとう社会の教育上の指導者であるべきである、教育委員会に助言を共にしてその正しい路を求めよることの行はうとする、あつたが学校購買を激励、援助して彼等をして最善の努力を盡くすやうにする、学校組織のあつたが部門を指導してその長が一致を図る。

明瞭、首尾一貫してゐて便利のものでなければならぬ。
あらゆる動議を正確に表現し動議提出者の氏名、その賛成者株法の賛否投票者の氏名を記録
するべく特に注意する必要がある。

(二) 議事録の明瞭と承認の方法

前の会議の議事録は次の会議で第一にこれを承認せねばならぬ、若し読むのに時間がかかれば
たはタイアに打つてこれを一部宛る委員に次の会議一兩日前に配布することゝせざる。
次の会議で議事録を若し訂正すべき点があれば、明瞭通り承認することゝせざる。この議事
録を統一承認するときは、同様の締約と為るべからず、議事録が正確に記録されれば、保蔵と
一層なることが出来る。委員の中には資料を参照したることゝせざる。多くの州では議事録に
は資料を全部保存して置く委員が多い、多くの州では議事録にほかにそれぞれ委員長、書記
の署名を必要としてゐる、これはその他の法律の條項には従はねばならぬ。

(三) 書記の動議票決の際、出席者氏名の忘時の順序

この順序は原則に明示しなけれはならぬ。
直列、同一の委員といつても第一番に投票することゝせざる。この順序を設けねばならぬ。
或る会議で第一に投票する姓名を授け、委員は次の会議で投票名簿の取扱いを重んじなけれは
ならぬ、勿論委員が若し出席者忘時の順序を別に決めらば特に異存がなぬ。

報告を提出せしめられたことか出来ぬ、委員は問題のあらゆる角度を充分に知るまでは如何なる要求請願にも口を出してはならない、この原則には常に従うようにせねばならない、これは多くの要求請願は或る個人又は団体の利己的且利害のみを考へて生徒、一般大衆の利害を考へて居ないからである。

本委員会 議事録

(三) 議事録の目的と保管方法

本委員会が議事録は委員会のすべての決定決議を記録し、この記録は法的認可を与えられた保管して置かねばならない。
本委員会はその議事録を通じてのみ公式に発表するので裁判所は委員会に關する訴訟の起つた場合は常にこの議事録のみを證據と認めらるのである。
議事録は如何なる政治団体にあつても最も重要な記録であつてこれは教育委員会にありては特に然りである。
議事録は特に保管するたために作成した箱内に保管して置く、その記録簿はタイアで記録するのとが出来ぬ、そのタイアスリフ式へ裏の綴り合せを居ない、下は行ければなり、タイアで書く、記録はつさりとて読み易くてかさばらなかり、ホンを委員のためにつしとる事が容易である、ルースリフ式である、報告書、通信文其他の資料をそのまゝ差入れて置くことが出来ぬ、議事録は永久に保管して置く、これは数年後参考として見る必要があるからである、使用しない時は防火の設備のある金庫、地下室等に保管して置かねばならない、これは委員会の許可を得ないと持出すことが出来ぬ、議事録は毎会議直後書記が書きおねばならない、正確、

会議前に全委員に配布するものとする

(一) これには提出議案は勿論前回の議事録をも含むべきものとする

(二) 委員会に於ける教育長及び其他職員の内すべき職務

委員会は教育長に委員会に議に出席を求め更にあらゆる問題につき助言と推薦を求め、教育長には発言権を与へてあるが投票権は与へておかない、事実どの州令でもこの投票を禁じておられる、多くの委員会は教育長は補助教育長(部、課長)をも進んで会議に出席させておられるが、この人は教育長の又は一人以上の委員の要求があれば発言すること出来る、教育長は一身教育長の出席してはならない会議は唯教育長の再送を審議する会議のみである、教育長は一身の利害に關することと審議する会には缺席の許可を委員会に求める方が礼儀である、勿論委員会は出席を主張する時はこれに従はねばならない

(三) 委員会の嘆願書、代表者其他による

陳情を如何に処理するか

新選権は民主主義政治のもつとも重要な礎石の一でもありとも最も古いものであるから委員会は宛の陳情請願は丁寧に取扱い同時に審議して適切な決定をせねばならぬ、若し一般の利害關係上直ちに決定を必要としないならば又委員会規則、慣習上遅延することを出発をければ如何なる陳情要求もその場で直ちに処理すべきではない、上述の例外を除いてあらゆる要求陳情に就いては委員会が教育長に命じて、次回までに適當の情報を集めて報告せしめる、若し要求が学校政策に根本的変革を及ぼすもの又は特に動議を求めしものである時は特別委員会を設けて教育長と協力せしめて必要の情報を集めて委員会に

ことが出た、然し、その動議は其の会議又は次の直後定例会で決定すべきであらうにして最後の決定を見た議案は委員の三分の二の同意がなければ三月以内に改訂することはない。

第十四條

委員は委員会の免除がなければすべての議案に投票しなければならぬ。出席委員の多数決を要する議案や委員の要求があつた時は其の他の議案も賛否の数を発表してこれを議事録に記録する。委員は自己の要求に基づいてあらゆる議案に對し自己の採決を記録せしむる権利がある。

第十五條

議長は採決の結果を發表した後は全議一致の承認がなければ、どんな議案に對しても投票することはない。然し委員は議長による投票結果の結果の發表後と新議案の發表前に分割を求めることが出来る。

第十六條

委員は發言しやうとする時は起立して議長に向つて發言し論議中の問題のみにかゝりて限定して個人上のことに及ばないやうにする。

第十七條

委員は審議中の動議について一回に五分向以上發言し得ること發言しようとする委員は全部發言を済ますまでは一回以上發言しないこと、委員会の同意がなければ同議案に二度以上發言することを出出来ないし又自分投票の棄明に二分以上を賣してはならない。

第十八條

委員の發言は静肅の要求があつた時は除いては何ものにもさまたけられぬ。委員は静肅を求められた時は議案を議長によつて決定されるまで直ちに着席するものとす。

第十九條

委員は開会前に議長の許可がなければ着席することが出来ない。

第二十條

出席委員の限り、提出議案はタイアにしてこれを審議する。

第二十一條

提出議案はタイアにしてこれを審議する。

委員の要求によつては、これと文書にする、動議が提出されこれに対する賛成がある
つて後でも採決する前在りは動議提出者はいつでもこの動議を撤回することを出来
る。

第七條

議題審議中は次の場合を除き動議を提出することを出来ない。
一 開会 二 審議開始 三 討論打切り 四 閉会 五 無期延期 六 有限延期 七 補充又は
修正 二の動議の順位は上述の順序に従つて行ふものとする。
第一、第二、第三の事項は討論を行はずして採決し、第三事項は三分の二の投票と
得なければならぬ。

第八條

討論打切の動議が出た時はこの動議の提出者又は報告の場合には報告をする特別委
員会の委員長は委員会に発言する権利があるがその発言後は何人の討論も認めない。

第九條

委員は若し本人が許せばその質問の分割を求めることを出来る。
動議の討論はその動議のみに関連しこの動議を附随するものとする他の動議には互に
干渉すること。

第十條

委員会が討論打切を決定した時は先づ提案された修正を採決し次に本議案を採決す
る。

第十一條

委員長は委員の何人も委員会に提訴し得ることを条件として議事進行上の問題を決
定する提訴の折は「議長が決定を支持すべき」と尋ね、これが決定するまで審議
中の議案の審議は停止される。

第十二條

然し議長の決定が委員会を則議事進行法に拘する時は論議が許される賛否可数の時
は、議長の決定は支持されたとする。

第十三條

投票の再考の動議は多数側に投票した委員に依り現に投票が行はれた会議中に行ふ

- 2 役員ノ選任又は新委員ノ座席決定
(法律、委員会規則ノ命ナラズ)
 - 3 審問、其他ノ文書トモノ主題ニ付議セ、若シ全文朗読ノ請求ノあつた時は委員長ハこれヲ新議事トシテとりあげらるル命ナラズ
 - 4 動議決議ニ参考ノため陳述ヲ討論シ得ル
 - 5 役員報告ト委員会内ノ各特別委員会ノ報告
審議未了ノ議事
 - 6 新議事
 - 7 再審議ヲ請求ノ動議
 - 8 再審議ヲ請求ノ動議
 - 9 附会
- 第一條 討論ニハ付テ参考トシテ委員会ニ提出スル書簡、文書決議又は委員長ハこれを委員ノ興議トナシ得ル
- 第二條 委員会ハ則チあけてのほ同題ノ議事ノ進行ハ口頭トシテの議事進行規則トシテ之ノ便宜ニ依ルべきものとす
- 第三條 特別委員会は委員長ノ要求ニ上リ報告をなすべき時に報告をなし、その時限に次回及び次々回と二回連続して報告をなし得る。特別委員会は其の期間ノ延長を認め得る。限り解散されたものとみなす。
- 第五條 委員及び役員以外ノ者は何人も許可されず。文書によらば、下委員会と連絡する。こととはできない。この許可は委員会ノ多数決による。
- 第六條 如何なる動議もこれに対する賛成があり議長ハこれを会に向つて述べなければ討論すべし。このことは出来ない。

て適當な提出すかやう用意すかやうに注意する。出来得る限り通信文書、指名文書と以て各委員に一部宛手渡すやうにする。委員会の職員は教師が夜業の準備をするやうな心積で会議の準備をしつけられなければならない。職員は委員会の議事に値する考慮を拂はなければならない。多くの学校組織では教育長又は書記は各会議の数日前に前回の議事録と審議すべき議案の目録とを送つてゐる。かやうな方法によつて委員は時間を節約するのと同時に委員会のすべての議事を十分知ることゝが出来る。

ハ 委員会の会議は公開すべき否か

多くの州では法律で委員会は公開しなければならないと定めてゐる。法律に定めておつてもなくともこの方針には従はなければならない。民主主義ではウッドロウ・ウィルソンが強調主義は一般人の疑念をひき起す可能性が多い。民主主義ではウィルソンが強調してゐる通り、公開によつて討論に連する公開会議とを民衆は望んでゐる。委員会は与えて置かれない限り、微妙な事柄を考究するときは、予備会議を秘密又は執行会議の形式で置くことである。然し窮極の決定、採決は必ず公開の席上で行はなければならない。事案会議が合法的であるためには是非とも公開でなければならぬ。仮令秘密会議が微妙な問題の所關を話し合ひしむるのに望ましい事ではあるとしてもかゝる会を開きすぎると一般の人々に所謂「一報を無視した」方針をとつておるにせよ「一般を避けておる」方針をとつておるとしてかゝると共に又その決定の理由をも知らうとする、一般の人々のかやうな希望は正当なものであり然るの希望を果してやらねばならない。

定例会、休会、臨時会に関する規約は州令に従つて如何なる教育委員会にも適用することが容易に出来る。

第一條 委員会の定例会は毎月某日、午後某時、某所に開会する。委員会は審議未了の議事を完了するたために定められた日時で定例会を延期すること不出来る。延期にならば定例会に対して委員会は定例会と同じ権限を持つものとする。

第二條

臨時会は委員の多数の要求書により、委員長又は書記が何時でも招集する。臨時会の開催に當つては総て少くとも二十四時間前に開催の日時、審議すべき議事を文書によつて委員に通知し、招集した会議では召集状に述べた議事以外の議事は審議しない。但し全委員が文書を以つて前記の通知を放棄する場合は臨時会はいつ時でも開会すること不出来る。

第三條 委員会の会議には選挙された全委員の多数を以つて議事審議の定数と構成する。

(四) 委員会の議事開催の場所

委員会を議事開催の場所が全委員の投票を得て委員会規約に規定すべきである。会合の場所は常に当該地方の学校の一部であつて、出不得く当該地方の人口からみて申此に位置する秋舎を送ぶものとする。若し学校組織に教育長が不在ならば直ぐに記録簿を利用出来るために教育長の職務するところを会を開くべきである。町内の郵便局で委員の家庭を以て審議を希望する一般人を引入れる教師を得ること不出来る。会を開くことを避ける方が望ましい。

(五) 委員会の会議に何と人を準備するか

委員会は通信文書、文書請求書、輸入用とよとする教職員の手名其他審議すべき議案を準備し

四 委員会には常任委員会をいくつ置くべきか
常任委員会とは恒久的な委員会を称する。この委員会の委員の任期は一年とあり、その再任をさし
たげない。
然し学校経営の幹事は一致して委員会には常任委員会を設けかねばならぬと意見をのべて居り
更にありゆる審議には教育委員会又定足数の出席を要してすべきであるとして居る。常任委員会
に対する反対の理由はい、その委員会の委員は、必ずしも教育委員会の権限を奪ひ、自己を学校
経営の専門家と思ひ、委員会の職務に委任すべき専門的職務を遂行しようとするのみならず、
更に委員会を設けりことにより、以つて教育委員の時間を奪うことに行ふ、常任委員会を設けて
さすて、仕事は教育長と、その協力者の手によつて行つた方が能率的である、教育長は二水を
教育委員に報告し、この特別委員会の報告動向に基づいて決定をなすよう教育委員に一任する、
大方の権威は常任委員会の設置しては、反対をばあるが特別委員会を置くこと、これは二つより一
つ、三つよりは二つの方がよいと云ふ、其に於ては意見の一致するところである、若し特別委
員会を唯一つだけ設けらるゝとするならば、大権の学校組織では、学校財政委員会にすべきだと一
の意見の一致するところである、外に時々、に設けられ、特別委員会には次のやうなものがある、
一、学習指導し、学級放飾、図書、建築、校地、若し常任委員会を設置するならば、教育長は、更に
委員の一人となり、発言の権利を持つ、二、解決する権利を持つ、三、執行する権利を教育長には与へらるべきもので
如何なる特別委員会にも、教育委員全体に代つて執行する権利を教育長には与へらるべきもので
はない、委員長の職務は、唯教育委員会に助言をするのみで、執行権は教育委員会に委ねべき
のであり。

四 特別委員会を設置すべき時

し、これを毎年六月の定例会當日又はその以前に本委員会に提出してその承認を求め
るものとする。

第十八條

教育長は、委員会の承認した年度予算細別の範囲内に於て支出購買を命令する権利
を有し、委員会は毎定例会で支那請求書と会計を監査し、一月、六月の終りには半
年毎に年度予算中の繰りの支出を監査するものとする。

第十九條

教育長は状況により予算項目の変更を助言する。
経営の能率を期するため、特に規約に條項のない唯行政上又は経営上の細目的問題
は教育長に決定する権利がある。ことに認められた教育長の重要なる決定はことごと
くと次回の定例会に遅滞なく報告しなければならぬ。

第二十條

委員会の構成

二

一 委員会構成の方法及び方法

多くの州では、構成の方法及び方法が州令に規定されてゐる。これには勿論従はねばならぬ。法律
に従つて本委員会は年度の第一回の会合に於いて、(通称組織委員会)その年度の委員長、書記、
会計、又は書記兼会計を選任せねばならぬ。書記、会計、又は書記兼会計は委員であつても委
員でなくともよい。その会計、書記には俸給を支拂ふことは法律の認めるところであり、小
は夜間下は常に定時的業務として手当をうけるべきである。校長では専任としての俸給をうけるこ
となくあり。

にとも相し二水を行ふことは前回の定例会であらむとせむ二水と告げしはけれはけり
行ひ

第九條

教育長は学校経営の執行者である

第十條

教育長は定例会、臨時会に出席し、又その特別委員会の委員となり、これに附言を
する

第十一條

教育長は学校経営に關する規約を立案して委員会に提出する

第十二條

教育長は学校組織内の学校施設の必要を調査し、その設置方を教育委員会に通告す
る

第十三條

教育長は要請のあつた時は委員会又はあらゆる問題に実施意見書と提出し、学校状
況の報告と共に委員会の善処を求めしめしむる

第十四條

教育長は委員会に対し時に應じ当該年度に於ける必要とする校長、視学、教師、其
他の職員を推薦する

第十五條

委員会は教育長の推せんし得る職員を選任し得る

第十六條

毎年三月の最終金曜日又それ以前に、教育長は翌年度に任命又再任方を推せんすべ
き職員の氏名を提出する

第十七條

教育長は学校で使用する「学習指導要領」と教科書との必要は変更の承認を委員会
に求めしむ

第十八條

教育長は学校の最大の利害より見て必要と判断した時は常に生徒に停學を命ずるこ
とが出来たかこの停學は次の定例会で報告せしめしむる

第十九條

教育長は翌年度の必要に起し得る予算を各部毎に分類して一年間の予算案を編成

第二條

委員会は翌年度の委員長、副委員長及び書記を選ぶ。
委員会の定例会は毎月最終金曜日に教育長室に開く。
議事は日程は次の通りとする。

- 一、前回の議事録の朗読と承認
- 二、支拂請求と会計
- 三、通信文書（陳情書、請願書）朗読と処置
- 四、新議事
- 五、新議事
- 六、特別委員会の報告

委員会は議事進行にはロバート式「議事進行規定」を採用する。
委員長は教育委員会の總ての会議を主宰し、教育委員会の命ずる總ての特別委員会
の委員を任命し、其他法律の定める職務をつかさどる。委員長に事故あるときは
副委員長がその職務を行う。

第三條

教育委員会の命により委員長の任命する特別委員会は指定の取扱小でその問題を教育
委員会に代つて調査研究に当るとともに処置をす。但し新任委員会に設けたい。教
育委員会の命により設けられた特別委員会はその指定の形式を以て指定の日時に文
書で報告しなればならぬ。

第六條

一月の定例会のとき又は教育長が欲したときはいつの定例会でも教育委員会は任期
三ヶ年の教育長を選任し、その任務は選任後の八月一日又は教育委員会の定めたる日
より始まるものとする。

第七條

定例会で学校に関する法令、規約を制定、修正又は廃止するときは、全員の多数決

第八條

定例会で学校に関する法令、規約を制定、修正又は廃止するときは、全員の多数決

よく判断して行えば一層能率をあげる事が出て来るのに、判断方を行供することが出て来る程危苦しい状態なのであつてはならない。

二、修正の必要が生じた時は修正せねばならない。

三、どんなよい規則でも完全無敵ではないのであるから常に改めて行くやうにしてゆく。廃止されるまではこれに従はねばならぬ法律を破れば次第に法律を無視するやうになつて行く。

委員には、こゝに述べた基準が自分の学校組織に於いて充分従はれて居るやうに注意する義務がある。

(三) 本委員会は如何なる方法を以つて規約を制定することか出来るか。

本委員会規約を定めることと決定した時は委員会は委員長に規約制定委員会を任命する権限を附与する。この委員会には少くとも教育委員会より一名の委員と教育長とが参加せねばならない。若し規約が学校長、教師、使丁、其他の職員が大きな団体に關するものならばそれだけの団体から少くともその一人を代表として送らねばならない。この委員会はその任務を終了した時は教育委員会全体に進言する。即ちこの教育委員会の規程を修正し、これを採用する権限を持つてゐるからである。この規約は当該地方学校組織と他の優秀な学校組織のものとも優秀な経営の模倣とを結合したものでなければならぬ。これは学校組織行政の憲法でなければならぬ。規約の内容に対する進言、提議は種々の郷土社会の既に制定した規約規則を研究の上からことか出来る。次にみよはるものは、附テオタプランに於いて実施されてゐるが、他の学校組織、特に小さい組織に對し一つの型として役に立つであらう。

第一條 教育委員会議決会は毎年五月最終金曜日に開催し、書記が總會を宣する。

教育委員會參考資料

一

一 委員會は何故委員會、教育長及び職員のために規約を設けるか

規約は委員と職員にその権限と任務とを知らせてその責任の所在を明らかにして委員と教育長間の職務間に現在存在する不明瞭摩擦を除去することとなる。

この規約は特に新委員、新職員にその権限、任務を知らせる。かような指針がなければ、新委員、新職員はその任務を怠つたり或は他の職員の職命を犯すやうなことになる。簡単に言へば規約の委員会に対するのは尚憲法の州立法に於けるが如きものであるからどの学校組織にも必ずかような指針を設けなければならぬ。

二 学校組織に対する規約を制定、行使するに如何なる基準に従うやうにするか

その従うべき主な基準は次の通りである。

- 一 規約は委員会が教育長と他の教職員との代表者との協力を得て制定すべきものである。勿論、委員会には常にその規約承認を決定する義務がなされるべきである。
- 二 規約は必然的に、州の法律に一致せねばならぬ。
- 三 これに文書として置かねばならぬ所請「不文律」は誤解を招き、多くの訴訟を惹起する恐れが多い。
- 四 規約には委員会と会の各職員の主な権限と任務とを明示して置かねばならぬ。

教育委員會參考資料

紐育市教育長事務局

教師の勤務及び業績と増俸に関する規定

(教育會採用
1934
修正
1941)

一定義

本規定に使用の用語は次の意味である。

一 教師

臨時教員、高専、校務員、中學校事務員、實驗室助手、圖書館助手、管轄助手、正教員、臨時校長、校長補佐、第一補佐、行政補佐、本館係り、教師と除く、臨時監督の任にある

二 行績条件

臨時校長、校長補佐、第一補佐、行政補佐、本館係り、教師と除く、臨時監督の任にある

三 公認研修科目

大學、專門學校、師範、又は教育長、公認科、全部、又は個人、の授けるもの、他

四 許可研修科目

認可科、係り、の授けるもの、他

五 特修研修科目

特修科、係り、の授けるもの、他

六 三十分時間

三十分、係り、の授けるもの、他

七 六十時間

六十時間、係り、の授けるもの、他

八 九十時間

九十時間、係り、の授けるもの、他

九 研修期間

研修期間、係り、の授けるもの、他

一〇 勤務

勤務、係り、の授けるもの、他

一一 勤務年

勤務年、係り、の授けるもの、他

一二 優良勤務

優良勤務、係り、の授けるもの、他

続業績としてのみ認められ、校長はこの勤務の正確な記録をとり、校長補佐に授け、該教師の勤務報告の中にこの特別勤務の証明をせねばならぬ。該校外勤務は、次の一項或は数項を一括したものである。

- (一) 放課後娯楽活動
- (二) 管絃団
- (三) 学校内諸クラブ
- (四) 博物館
- (五) 学校園
- (六) 映画幻燈其他
- (七) 體育
- (八) 學校政府
- (九) 校內新聞

二、教科目及時割の改訂のために教育長より依頼せられたる勤務は、放課後に行つたといふ係りの者の証明がある限り、教育長の適当と認めらるる増俸項目とすべしと出来る。三、教育長の要求によるか或はその承認を得るか或はその指導のもとに、校時中にある計畫を完成した時は、教育長の適当と認めらるる数の増俸項目とすべしと出来る。

(ハ) 學位の承認

一、ドクターの学位は、フィロソフィーでもサイエンスでも増俸項目全部を代表するものとして取扱ふことが出来る。
二、マスターの学位は、マスター・オブ・アーツでもマスター・オブ・サイエンスでも又、これらと同等の学位であるとの関係施設の証明がある時は、商業方面のマスターの学位でも増俸項目の三項目を代表するものとして取扱ふことが出来る。
三、工業方面の学位は、CE、ME、ChE等、これに数学其他の自然科学の教師が申請する場合に、次のやうに取扱ふ。

- (イ) ハイスクール卒業後四年間工業教育を受けたる場合は、増俸項目の一項目
- (ロ) ハイスクール・オブ・サイエンスに加ふるに二年間の工業教育を受けたる場合は、増俸項目三項目
- (ハ) バチエライ・オブ・サイエンスに加ふるに三年間の工業教育を受けたる場合は、増俸項目四項目

四、正式任命を受けた方では、バリエーションの学位獲得の要件補充の目的で研修した科目の学位を考慮に入れ、その研修したものとて取扱ふことが出来る。

(二) 免許状の承認

試験委員の推薦に基づき、教育長の発行したもので、校長・校長補佐ハイスクール第一補佐として免許状又は起首州職業監督官の長の免許状を保持し、これに増修全項目に相当する。

ホ 高級免許状試験合格の待遇

高級免許状に訂する筆答試験に合格すれば合格の正式通知受領後三年（五十九月）以内には増修二項目の申請が出来、

ハ 出版物の承認

専門的或は教育的価値のある書籍の出版は出版後三年以内に増修二項目の申請が出来、教科書出版は考慮せられる。

ト 科目教授の承認

公認科目教授は同科目研修に関する本規定に基づき申請が出来、

六一 一般規定

- 一、無修給賜職が一年以上或は以下に亘り異なる場合には、場合は増修期日は変更せず、従ってその教師の増修権は本規定に従って新増修期日に依り、これを延長し、校長と共にその申請を本規定に従って一年以下の研修を完了すれば、その増修権は、校長に認められ、校長の申請に承認される。
- 二、本規定に従って一年以下の研修を完了すれば、その増修権は、校長に認められ、校長の申請に承認される。
- 三、校長は教師の研修科目の記録を備へ、並に並立して報告すること、校長は報告に記入し、提出する。

或はこれと同等の科目は増修項目以上相当の科目のものと取扱い得られず校長の提出する
勤務報告書には同科目或はこれと相当の科目に對して從來異ならぬ増修項目全部を記
入せしめなければならない。
四 業績条件を充たし得ないことと理由のみにて教師の勤務不良と査定した場合、その教師
の記録に特にその事實を適當に記入せしめなければならない。
五 学期末より十日以内の事由に至らぬ限り、この報告は個人査定用紙に記入する
は送付せしめなければならない。この報告は個人査定用紙に記入する
学期末より五日以内の事由に至らぬ限り、この報告は個人査定用紙に記入する
一部は教育長初任に送り更に一部は学校保健委員の記録簿の中に入れておかなければならぬ。
六 教師は査定に對して不服の場合には査定通知受領後三十日以内に教育長に右の旨を申請す
ることとなる。